

2019/08/12～2019/08/18

(第16週)

消防本部名	搬送 人員数 (人)	性別		年齢区分					初診時における傷病程度(人)					発生場所ごとの項目(人)							
		男	女	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	死亡	重症	中等症	軽症	その他	住居	仕事場 ①	仕事場 ②	教育 機関	公衆 (屋内)	公衆 (野外)	道路	その他
大分県合計	39	19	20			3	10	26			13	26		22	2			4	8	3	
大分市消防局	13	5	8				7	6			3	10		4	1			2	5	1	
別府市消防本部	6	3	3				1	5			2	4		4				2			
中津市消防本部	2		2					2			1	1		2							
佐伯市消防本部	4	3	1			1		3			3	1		3							1
臼杵市消防本部	2	2						2				2		1							1
津久見市消防本部																					
竹田市消防本部	2	1	1				1	1			1	1		1						1	
豊後高田市消防本部	1		1					1			1			1							
宇佐市消防本部																					
豊後大野市消防本部																					
由布市消防本部	3	1	2				1	2			1	2		2	1						
国東市消防本部 (国東市、姫島村)	2	1	1					2			1	1		2							
日田玖珠広域消防組合消防本部 (日田市、玖珠町、九重町)	3	2	1			2		1				3		1						2	
杵築速見消防組合消防本部 (杵築市、日出町)	1	1						1				1		1							

・新生児とは、生後28日未満の者をいう。
 ・乳幼児とは、生後28日以上満7歳未満の者をいう。
 ・少年とは、満7歳以上満18歳未満の者をいう。
 ・成人とは、満18歳以上満65歳未満の者をいう。
 ・高齢者とは、満65歳以上の者をいう。

・死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
 ・重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上をいう。
 ・中等症とは、傷病程度が重症または軽症以外のものをいう。
 ・軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 ・その他とは、医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したものをいう。

・住居：(敷地内全ての場所を含む)
 ・仕事場①：(道路工事現場、工場、作業所等)
 ・仕事場②：(田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ)
 ・教育機関：(幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)
 ・公衆(屋内)：不特定者が出入りする場所の屋内部分
 (劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅(地下ホーム)等)
 ・公衆(屋外)：不特定者が出入りする場所の屋外部分
 (競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅(屋外ホーム)等)
 ・道路：(一般道路、歩道、有料道路、高速道路等)
 その他：(上記に該当しない項目)